

令和6年度 四国大学短期大学部自己点検・評価報告書

1.全学

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準 I -A 建学の精神	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。	(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	1	<p>○建学の精神「全人的自立」とは、知識・技術の修得とともに、人間的な成長を志向し、社会に貢献できる実践的な力を確立することであり、本学では、建学の精神の実現をめざし、次の4項目を教育理念（教育指針）として定めている。</p> <p>1. 本学は立派な社会人として自立できる人を育てます。 2. 本学は知識を受け入れるだけでなく、自ら考え探究する人を育てます。 3. 本学は学生と教職員や社会人との触れ合いを重視し、人間性豊かな人を育てます。 4. 本学は幅広い視野を持ち、社会・地域に貢献できる就業力に富む人を育てます。</p> <p>このように、本学では建学の精神に基づく教育理念を踏まえて、社会で活躍するための基盤となる知識と実践力を備えた人材を育成している。</p>	・短期大学部学則
		(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。	1	<p>○本学の学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、専門の学芸を教授研究すると共に併せて幅広く深い教養を培い、豊かな人間性と職業的実際的能力を持つ有為の人間を育成して、もって文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。」と明記している。</p> <p>○本学の教育目的は、建学の精神「全人的自立」の実現をめざして定められているものであり、建学の精神は教育基本法等関係法令に基づく公共性を有している。</p>	
		(3) 建学の精神を学内外に表明している。	1	<p>○建学の精神は、四国大学ホームページに加えて、「四国大学入学案内」、「学生生活のてびき」、「学生手帳」、「入学試験要項」、「四国大学 SUC ニュース」等の印刷物により建学の精神を広く学内外に表明している。</p>	・ウェブサイト（建学の精神） ・学生生活のてびき ・学生手帳 ・入学案内
		(4) 建学の精神を学内において共有している。	1	<p>○建学の精神は、新入生はもとより在学生に対しても理事長・学長から初年次ゼミや様々な行事を通じて明確に伝達している。教職員に対しても大学改革に係る学内フォーラム、FD・SD活動等あらゆる機会を通じて伝達することで建学の精神の学内共有を図っている。また、大学改革ビジョンに基づく教育改革を推進するにあたり、各担当部署（ワーキンググループ：WG）の教職員は担当テーマについて「建学の精神」を基本コンセプトとすることを前提として検討を進めている。WG委員の教職員がそれぞれの学科・専攻及び部署・部局に同情報を持ち帰り報告・検討することで、「建学の精神」に係る情報が教職員間で共有されている。</p>	
		(5) 建学の精神を定期的に確認している。	1	<p>○学科・専攻は、建学の精神を自らの「カリキュラム改定」、「ポートレート作成」、「学科・専攻のパンフレット作成」等の際に定期的に確認している。</p>	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料	
基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。		(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	1	○令和3(2021)年度には文部科学省の「就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」に採択され実施、令和4(2022)年度以降は、毎年、徳島県の「とくしまリカレント教育推進事業」に取組み、ICTスキルの向上に貢献した。		・令和5年度とくしまリカレント教育推進事業資料 ・連携協定（覚書含）一覧（HP） ・ボランティア活動登録数及び表彰者数	
		(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	1	○令和3(2021)年度11件、令和4(2022)年度4件、令和5(2023)年度には「三好市」や「一般社団法人旅の栄」等を含み5件の協定を締結し、連携事業を実施した。			
		(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	1	○本学独自の「SUDACHIカード」に加え、令和3(2021)年度から県の「ボランティアパスポート事業」に参画し、令和5(2023)年度末には短大で57名の学生が登録し、7名が30時間（内3名が60時間）を達成した。			
基準 I -B 教育の効果	基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	1	○建学の精神を受けて、学則第1条に規定する本学の目的を達成するため、第2条に各学科・専攻の教育研究上の目的・目標を定めている。		・短期大学部学則 ・ウェブサイト（情報の公表（I. 教育研究上の基礎的な情報））	
		(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。	1	○学生が認識できるようその周知に努めるとともに、入学案内、四国大学ホームページ等を通じて学内外に表明している。			
		(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。	1	○各学科・専攻会議において、教育課程等を検討する上で、教育目的・目標や地域・社会から求められる人材養成像に対応できているか定期的に点検を行っている。さらに全学的にも教育改革への取組や就業力育成の取組の中において、総合的に点検・検討を行っている。			
基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。		(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。	1	○短期大学の学習成果の目標を、建学の精神に基づき、教育指針として次のように定めている。 ・本学は立派な社会人として自立できる人を育てます。 ・本学は知識を受け入れるだけでなく、自ら考え探究する人を育てます。 ・本学は学生と教職員や社会人との触れ合いを重視し、人間性豊かな人を育てます。 ・本学は幅広い視野を持ち、社会・地域に貢献できる就業力に富む人を育てます。 また、短期大学のディプロマ・ポリシーにおいて、「建学の精神を基に、社会で活躍するための基礎となる次に示す知識と実践力を身に付けて、本学の各学位プログラムの課程を修め、学則に定める単位を修得した者に学位を授与する」として、次の5つの「力」を具体的に明示している。 ・社会人基礎力（社会人として自立するために必要な基礎的・基本的な力） ・自己教育力（自己の向上のため、意欲を持って取り組み、技術や方法を身に付け、社会において絶えず努力する力） ・人間・社会関係力（社会において他者と協調するとともに、積極的に社会を支える力） ・専門的知識・技能の活用力（専攻する分野における基本的な知識・技能を体系的に修得し、それらを社会で活用する力） ・就業力（確かな職業観、勤労観を基に、社会人、職業人として自立する力）			
		(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	1	○学則に定められた各学科・専攻の教育目的・目標を実現するため、また前述の短期大学の教育指針やディプロマ・ポリシーを実現するため、学科・専攻単位のディプロマ・ポリシーとして、目標とする学習成果を定めている。			

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。		(3)	学習成果を学内外に表明している。	1	○前述の教育指針は建学の精神とともに、大学のホームページや入学案内等に分かりやすく掲載するとともに、上記、短期大学のディプロマ・ポリシー、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーとともに、大学のホームページ等に掲載し広く学内外に表明している。更に、前述の学習成果に基づく教育の成果を評価する指標として、平成30（2018）年度にアセスメントポリシーを策定し、機関レベル（短期大学全体）、教育課程レベル（学科・専攻ごと）、科目レベル（授業科目ごと）の3段階で学習成果に係る検証・評価項目を設定している。	
		(4)	学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	1	○令和元（2019）年度には、アセスメントポリシーの検証・評価のためのベンチマークを設定した。このベンチマークを用い、アセスメントポリシーに沿って学生の学習成果を測定・点検し、教育内容の改善に取り組んでいる。	
		(1)	三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	1	○本学の建学の精神に基づいた、ディプロマ・ポリシーを策定し、これに則った学習成果が得られるようにカリキュラム・ポリシーを策定している。更にアドミッション・ポリシーは、前述した二つの方針に基づく教育内容を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示した内容となっており、三つの方針は一貫性、整合性のあるものとして一体的に定めている。	
		(2)	三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	1	○平成29（2017）年の学校教育法施行規則の改正を受け、各学科・専攻及び「教育改革推進委員会」において、中央教育審議会の「3ポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って三つの方針の全学的に見直した。以降は、各学科・専攻において引き続き各ポリシーの適切性について検証し、適宜必要な見直しを行っている。	
		(3)	三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	1	○ディプロマ・ポリシーに定めた学習目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された教育課程を構成する各授業科目を通じた教育活動を行っており、カリキュラムは各学科・専攻及び教務委員会などで常に点検・見直しを行い、学習成果が得られる教育内容となるよう改善を図っている。また、履修要綱に掲載されているカリキュラムマップには、学科・専攻のディプロマ・ポリシーと当該科目の関連性が明確になるよう図で表している。	・履修要綱
		(4)	三つの方針を学内外に表明している。	1	○履修要綱や入学試験要項に記載して学生、受験生、保護者、高校関係者等のステークホルダーに表明するとともに、大学ホームページに掲載し、学内外に広く公表している。	・履修要綱 ・入学試験要項 ・ウェブサイト（3つのポリシー）

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準 I -C 内部質保証	基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	1	<p>○令和4（2022）年9月に「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」を制定し、従来の質保証に係る組織体制の見直しを図るとともに、新たに本学の内部質保証に係る方針を策定した。内部質保証の目的は、本学の建学の精神及び教育研究理念をはじめとする自らの理念、目的、各種方針等に基づき、教育研究活動その他本学の諸活動全般を自己点検・評価した上で、その結果を検証・改善することにより、教育研究の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させること（以下「内部質保証システム」という。）を目的としている。</p> <p>また、内部質保証システム自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつけるとともに、これらの取組内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼の向上を図ることとしている。</p> <p>○内部質保証を推進する組織は、内部質保証の客観性を担保する観点から、「内部質保証の推進に責任を負う」組織と「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとし、大学内部質保証推進委員会においては、学長を最高責任者として本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、実施結果・改善結果の点検、改善事項の監理及び結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付けている。また、自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを担う組織として位置付けている。</p>	・四国大学大学内部質保証推進規則 ・四国大学大学内部質保証方針
	(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	1	○「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」に基づく自己点検・評価を実施している。	・四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の基本方針 ・四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の実施方針	
	(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	1	○自己点検・評価結果については、本学ホームページにおいて公表している。	・ウェブサイト（内部質保証（自己点検・評価報告書））	
	(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	1	○「四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の基本方針」及び「四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の実施方針」に基づき、自己点検・評価委員会が、各学科・専攻及び各事務局等（以下、「各部局等」という。）に自己点検・評価の指示を行い、指示を受けた各部局等は各学科・専攻、あるいは全学的な観点から自己点検・評価を実施する。全教職員は、それぞれの立場から自己点検活動に関わっている。	・自己点検・評価委員会委員一覧	
	(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	1	○令和元（2019）年度から、『教育改革推進委員会』に県内経済界、高等学校等の関係者5名の学外有識者を委員として招聘しており、その意見を本学の自己点検・評価活動に取り入れている。	・教育改革推進委員会委員一覧	
	(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	1	○令和4（2022）年9月に「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」を制定し、従来の質保証に係る組織体制の見直しを図るとともに、新たに本学の内部質保証に係る方針を策定し、今年度からこの取り組みを推進している。本学の建学の精神及び教育研究理念をはじめとする自らの理念、目的、各種方針等に基づき、教育研究活動その他本学の諸活動全般を自己点検・評価した上で、その結果を検証・改善することにより、教育研究の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させる内部質保証システムを継続的に機能させることとしている。	・四国大学大学内部質保証推進規則 ・四国大学大学内部質保証方針	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
	基準 I -C-2 教育の質を保証している。	(1)	学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。	1	○個々の学生の学習成果の測定を目的としたアセスメントは次のとおりである。各授業科目の成績評価は、シラバスに記載の到達目標、評価内容とその方法に基づき、試験、レポート、小テストあるいは平常点などを組み合わせて総合的に判定している。また、GPAによる学習成果の測定は大学全体で行っており、全学科においてその有効活用に努めている。	
		(2)	査定の手法を定期的に点検している。	1	○GPA、ループリック、アセスメント・ポリシー等の成績評価手法の有効性に係る検証、改善方策等については、年間スケジュールを立てて計画的に開催される部会、ワーキンググループ等による検討を経て「教育改革推進委員会」で審議され、査定の手法は定期的に点検される。	
		(3)	教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	1	○教育の向上・充実のための PDCA サイクルとして、科目レベルでは、シラバスに明記した授業計画に則り授業を実施し、その都度学生の理解度を評価し、その結果を次回の授業に反映させている。更に半期授業終了時に学生による授業評価が実施され、その結果を次年度の授業計画に反映させている。また、各種資格試験や検定受験に関しても、効率的な受験対策の計画、実施、受験結果の確認と対策の改善など、PDCA サイクルによる指導を実施している。	
		(4)	学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	1	○本学では、常に全学的な見地から関係法令等を確認し、法令の改正等に伴い、必要な学則の改正、所定の届出、申請を適切に行うなど法令遵守に努めている。加えて本学の場合、設置学科の関係から栄養士法、介護福祉法、児童福祉法及び教育職員免許法等の確認も必要とされる。今後も、関係法令の制定・改正等の確認、遵守及び大学として必要な対応に遺漏なきよう努めていく。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
<基準I 令和2年度の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画>				実施状況	
①今後も、四国大学スタンダード教育、地域教育、地域貢献活動等を通じた「全人的自立」を具現化する教育活動を推進することにより、建学の精神及び本学の新たなブランドスローガン「人が集まる「人」をつくる大学。」の実現と学内外への普及・浸透を目指した取組を行う。				令和4（2022）年5月に、これまでの2期にわたる改革の成果と経験を基盤とし、諸課題を踏まえたうえで、これまでの計画をより充実・深化・発展させた第3期中期計画となる「大学改革ビジョン2023」を策定した。本学が将来に向かって発展していくために、本学ならではの魅力や特色を最大限に發揮し、ステークホルダーを中心広く社会や地域から信頼と評価を得ることにより、建学の精神及び本学の新たなブランドスローガン「人が集まる「人」をつくる大学。」の実現を目指し、具体的な5分野30項目からなる行動計画について取組をスタートさせる。	・大学改革ビジョン2023
②本学の三つの方針が時代の要請に合致したものであるかどうかの検証・見直しを行うとともに、各学科・コースの再編成や新たなカリキュラム開発など教育課程の見直し改善を図る。				令和5（2023）年度から開始した「大学改革ビジョン2023」の重点分野「社会変化と未来を見据えた人材育成」に設定されている重点事項「教育・研究の機能強化と質保証」の行動計画の中に、今年度で学年進行が終了する「教育改革プログラム2020」の改定が計画されている。計画の中には、現行カリキュラムの評価・検証を行うとともに新しい教育プログラム策定に向けて基本方針及び実施計画が策定されることになっている。これに基づき、3つの方針についても見直しを図り、新カリキュラムの開発や教育課程の見直し改善が図られることになっている。	・大学改革ビジョン2023
③各学科・専攻においては大学改革への参画に加え、自らの教育プログラムの検証を定期的に行い、自己点検・評価システムの一層の充実を図り、内部質保証の体制を強化する。加えて、大学改革・教育改革の自己点検結果をはじめ、大学の現状や改善方策等を分かりやすい内容と量で可視化し、ステークホルダー、社会に情報提供する仕組みを確立させる。				令和4（2022）年9月に「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」を制定し、従来の質保証に係る組織体制の見直しを図るとともに、新たに本学の内部質保証に係る方針を策定した。内部質保証の目的は、本学の建学の精神及び教育研究理念をはじめとする自らの理念、目的、各種方針等に基づき、教育研究活動その他本学の諸活動全般を自己点検・評価した上で、その結果を検証・改善することにより、教育研究の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させること（以下「内部質保証システム」という。）を目的としている。令和5（2023）年度から内部質保証システムの取組を開始することとし、全学的および学科・専攻の観点から自己点検・評価し、評価結果を検証したうえで、改善に繋げることとしている。 また、内部質保証システム自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつけるとともに、これらの取組内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼の向上を図ることとしている。	

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準Ⅱ-A 教育課程	基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	(1)	卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。	1	○ディプロマ・ポリシーは、在学期間を通した学習の成果として卒業時に備わっているべき能力を「学習目標」として示したものであり、本学及び学科・専攻のディプロマ・ポリシーに「〇〇の力」として明示されており、学習成果に対応している。また、「卒業要件」及び「資格取得要件」は学則に、「成績評価の基準」は学業成績評価規則にそれぞれ規定されており、各科目の成績評価方法についてはシラバスに明示している。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部学則 ・学業成績評価規則 ・シラバス ・ウェブサイト（3つのポリシー）
			①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	1	○卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	
		(2)	卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	1	○短期大学及び各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは、「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、学習成果を中心に他のポリシーと一貫性を持たせて設定しており、各学科・専攻の目的に沿って修得を目指す専門的能力として十分な社会的・国際的通用性がある。	
		(3)	卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	1	○教務委員会、教育改革推進委員会を中心にディプロマ・ポリシーの適切性について検証し、適宜必要な見直しを行っている。	
	基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	(1)	教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	1	○三つの方針は、「ガイドライン」に沿って一貫性を持たせて策定しており、ディプロマ・ポリシーに対応してカリキュラム・ポリシーを策定している。各学科においては、その方針に基づき教育課程を編成しており、ディプロマ・ポリシーに対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修要綱 ・短期大学設置基準第5条、第6条 ・学業成績評価規則 ・シラバス ・ウェブサイト（教育・研究／3つのポリシー／カリキュラムポリシー） ・IRコンソーシアム調査結果
		(2)	教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	—		
			① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。	1	○教育課程は、短期大学設置基準第5条、第6条の教育課程の編成方針、編成方法に則り、ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果の目標を達成するために必要な授業科目で構成し、体系的に編成している。	
			② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。	1	○学科・専攻ごとの教育課程の編成に際しては、授業科目の年次配置など学生の履修に配慮した順次性と体系性を有する編成としている。加えて、教育課程編成の適切性を全学的な視点で確認・検証するとともに、学生が体系的な履修計画を立てやすく、主体的な学習に取り組めるように、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングを導入し、履修要綱に明示している。	
			③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。	1	○単位の実質化を図り、年間において履修できる単位数の上限を50単位としている。また、単位の実質化を図るため、履修科目単位数の上限及び対象科目等のルールを見直し、昨年度入学生から適用している。	
			④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。	1	○成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準に則り、「学業成績評価規則」の規定に基づき、実施している。	
			⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。	1	○シラバスには、到達目標としての学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、オフィスアワー、学生へのメッセージ等の必要な項目を明示している。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。		1	○四国大学評価検証専門部会において、毎年、IR学生基本調査を利用して、全入時代を受け、多様化する学生やグローバル化など時代のニーズに合ったカリキュラムになっているか、クラスサイズ・クラス数・施設設備、科目担当者の専門分野などを情報共有し検証している。また、これらの検証結果を利用するなどして、学科・専攻課程の教育課程の見直しを各学科・専攻において定期的に行っている。	
基準II-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。			1	○本学では、すべての学科・専攻課程に共通して、教育と学生生活を通して学生に確実に身に付けてほしいものとして「社会人基礎力」、「自己教育力」、「人間・社会関係力」の3つを掲げ、これらを四国大学スタンダードとして教育内容を構成している。卒業時には、3つの力及び日本語による自己表現力、情報処理技術力を修得することとしている。 学生に、これらの力を卒業までに確実に身に付けさせるため、すべての学科・専攻課程に共通の全学共通科目を設定し、この中に必修科目を設定するとともに、選択科目を含めて一定以上の単位を修得することを卒業のための要件としている。具体的には、全学共通科目に次の6つの科目区分を設置し、基礎的な教育力の向上を図っている。 ・四国大学スタンダード基礎科目 ・初年次・基礎教育科目　・キャリア科目　・教養科目 ・地域連携科目　・グローバル関連科目 また、この全学共通教育を企画、運営する組織として、全学共通教育センターを設置している。この全学共通教育センターには、専任教員8人、専任職員3人を配置し、センター長を兼務する学長の強いリーダーシップのもと、全学共通教育課程の編成、時間割の構成、学生の履修指導、教育成果の評価、改善策の立案等を一貫して行っている。	・ウェブサイト（教育・研究／3つのポリシー／カリキュラムポリシー） ・自己教育力シート ・アセスメントポリシー
	(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。			1	○短期大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて、「本学では、各学科・専攻の人材養成の目的及び学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、全学共通科目、専門科目及びその他の必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する」とこととし、更に全学共通教育の教育内容として、次のように定められている。 全学共通教育は、大学・短期大学生としての教養を身に付け、基礎的な知識・技術を学ぶことにより、コミュニケーション力や基礎学力を確実に向上させ、専門教育に向けての基盤作りとなるものであり、短期大学は12単位以上修得することとなっている。	
	(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。			1	四国大学スタンダードを構成する3つの力のうちのひとつ「自己教育力」については、全学共通科目のほか正課外活動やボランティア活動なども含めて評価する仕組みとして、eポートフォリオシステムを使った本学独自の「自己教育力シート」を開発し運用している。この自己教育力シートは、自己評価シート、自己評価レーダーチャート、コメントシートからなっており、学生が個々の成長過程を自己評価し、それを教員が支える仕組みとなっている。これにより、学生自身が成長を目に見える形で実感できるとともに、学生の成長度を客観的に把握し教育の内容や方法の改善に役立てられている。 また、全学共通科目全般については、科目レベル（授業科目ごと）で設定されたアセスメントポリシーの学習状況にかかる検証・評価項目を指標として、毎年、評価・検証を行い、教育課程や手法の改善に取り組んでいる。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	(1)	学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	1	○全学共通教育の科目区分としてキャリア科目があり、「キャリア形成入門」「キャリア開発」「インターンシップ」「徳島の魅力・徳島で働く」「ダイバーシティ・キャリアデザイン」などのキャリア科目を設定している。本課では、「キャリア開発」「四国大学インターンシッププログラム」を担当し、県内企業・自治体と連携しながらプログラムを開発し、学生の専門教育に関する知識や技能を高め、主体的に進路を選択する能力・態度を育成している。 ○全学部・学科において「就業力育成カリキュラムマップ」を作成し、就業力科目について教員・学生にアンケートを実施している。また、学生に就業力育成自己評価アンケートを実施し、学生の就業力意識を高め、教員の授業改善、各学科のカリキュラム改善に繋げている。そして、就業力育成推進委員会では、各施策についてPDCAサイクルで検証し、改善に努めている。	・キャリア開発年間計画表 ・四国大学インターンシップ要項 ・就業力育成推進委員会資料
基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。	(2)	職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	1		
	(1)	入学者受入れの方針は学習成果に対応している。	1	○学科・専攻ごとに建学の精神に基づいた教育目的・目標を確立しており、学内外に表明している。三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は一貫性、整合性のあるものとして、全学レベル、各学科・専攻課程レベルで、それぞれ一体的に定められており、アドミッション・ポリシーは学習成果の目標を定めたディプロマ・ポリシーと対応している。	<総合企画課> ・ウェブサイト（教育・研究／3つのポリシー／カリキュラムポリシー） ・入試要項
	(2)	学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。	1	○各学科・専攻ごとに、高校段階までにどのような学びや力を培うことを求めるのかや今後身に付けたい力をアドミッション・ポリシーとして定め、入学試験要項に明記し、受験生の理解促進に努めている。	<入試課> ・入学試験要項 ・入学案内 ・四国大学入学試験運営委員会規則 ・入試制度・学生募集企画担当（アドミッション・オフィサー）の設置に関する内規
	(3)	入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	1	○本学のアドミッション・ポリシーは、入学前の学習歴、学力水準等に関しては、すべての学科・専攻で「高等学校の教育課程の内容を幅広く修得している人」と表現している。また、入学希望者に求める水準等の判定方法については、入学試験要項において具体的・詳細な記述をしており、大学ホームページ（入学案内・入試要項）においても公表している。	
	(4)	入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。	1	○総合型選抜入試（短期大学部体験型入試など）では、受験生の持つ個性・能力を多面的・総合的に評価し、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿った選抜を実施している。	
	(5)	高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	1	○入学者選抜では、各入試の特徴を活かすとともに、高大接続の観点も踏まえて、それぞれの選抜基準が公平かつ適正なものとなるよう、入学試験運営委員会で審議・決定している。	
	(6)	授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	1	○授業料、その他入学に必要な経費は、入学案内、入学試験要項に明記し、周知している。	
	(7)	アドミッション・オフィス等を整備している。	1	○アドミッション・オフィスは入試広報部に設置している。本学専任教員と入試広報部主幹の2名のオフィサーが、アドミッション・ポリシーに即した適切な入試運営を行うとともに、幅広い視点で学生募集活動及び入試業務を俯瞰し、学生募集の推進・改善に努めている。	
	(8)	受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	1	○受験の問い合わせについては、電話や本学ホームページに専用フォームを設けメールで受付ている。入試課全員で情報共有を行い、正確・公平・迅速に対応している。必要に応じて、各学部・学科とも連携している。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料	
基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。	(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	(9)	入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	1	○学生募集委員が、広報活動として定期的に県内外の高等学校を訪問しており、その際、高校教員から聴取した情報を元に、アドミッション・ポリシーや入試制度等のあり方について検討するなど改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシー ・シラバス ・履修要綱（カリキュラムツリー、カリキュラムマップ） ・自己教育力シート 	
	(1) 学習成果に具体性がある。	(1)	学習成果に具体性がある。	1	○短期大学のディプロマ・ポリシーには、卒業時における学習成果の目標として、具体的に身に付けるべき5つの「力」を示してある。授業科目レベルでは、シラバスにおいてそれぞれの科目的授業のねらい、到達目標が記載されており、各科目における具体的な学習成果が示されている。		
	(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。	(2)	学習成果は一定期間内で獲得可能である。	1	○各科目において、半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画がたてられており、2年間で学習成果が獲得できるよう、教育課程は体系的に編成されている。加えて、本学では、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及びナンバリングを導入し学生の計画的な学びを支援している。また、ループリックや自己教育力シートの項目は、具体的で達成可能な内容に設定されており、半期ごとに達成状況を確認しながら、2年間の学びの中で、学習成果を獲得できる内容としている。		
	(3) 学習成果は測定可能である。	(3)	学習成果は測定可能である。	1	○各科目における学習成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより量的・質的に測定可能である。更にループリックや自己教育力シートでは、学生自身の自己評価によって査定することができる。学力の3要素のうち、知識・技能の測定は成績評価においてはGPAを活用し、その精度を一層高めるべく、令和元年度からは絶対的相対評価を導入している。それ以外の能力評価にはループリックを用いている。ループリックはキャリア教育科目からスタートし、徐々に対象科目を拡大している。加えて、本学で実施している授業評価アンケートは、学生自らが授業への取組姿勢を確認する項目や授業内容や方法を評価する項目を内容としており、学生と教員それぞれが、学習成果を評価することができる。		
基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的数据をもつて測定する仕組みをもっている。	(1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。	(1)	GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。	1	○学科・専攻ごとのGPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率等については、期ごとに、又は年に一度、教育支援課と各学科で集計している。	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA分布図 ・IRコンソーシアム学生アンケート調査 ・アセスメントポリシー 	
	(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	(2)	学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	1	○毎年、大学IRコンソーシアムの「学生アンケート調査」と同様のアンケート調査を、全学生を対象に実施している。更に令和元年度から、卒後5年を経過した卒業生を対象とした「卒業生調査」を行っている。これらの調査により、教育の成果、学生の学習状況や満足度、留学の有無、卒業後の在職率等を把握し、結果を各学科や関係部局と共有することにより、学生指導や環境の改善に取り組んでおり、この結果は大学ホームページ等により公表している。		
	(3) 学習成果を量的・質的数据に基づき評価し、公表している。	(3)	学習成果を量的・質的数据に基づき評価し、公表している。	1	○3ポリシーに基づく教育効果の測定基準としてアセスメントポリシーを策定し、短期大学部全体及び各学科において、各指標の数値目標を決定した。令和2年度からは、このアセスメントポリシーに基づき、より具体的な評価・検証を行うとともに、その結果を大学ホームページ等で学外に公表することとしている。		

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
	基準II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	(1)	卒業生の進路先からの評価を聴取している。	1	○卒業生の就職先への評価聴取について、インターンシップ依頼など定期的に企業訪問時を実施したり、労働団体における会合や企業と大学との就職セミナーなど県外出張に参加したりするなどして聴取するようしている。 また、企業や官公庁が来学された時や、県内企業をはじめとする約100社の企業の協力を得て実施する学内企業研究会の際に、卒業生の就職先の人事担当者からの種々の情報について入手に努めている。	・地域人材ニーズ調査
		(2)	聴取した結果を学習成果の点検に活用している。	1	○四国大学教育改革推進委員会及び短期大学部分科会に産業界、あるいは県の関係者に委員として参加いただき、ご意見を伺っている。同推進委員会の資料としてIR調査結果のうちの卒業生調査等の中に大学在学中に身につける能力の重要性も資料として含まれており、本学の卒業生のアンケート結果も踏まえた上で、学習成果の点検に活用、委員から伺ったご意見をカリキュラムの改正等に生かしている。	・令和4年度第1回教育改革推進委員会及び短期大学部分科会合同会議資料 ・第2回同会議議事要旨 ・第3回同会議議事要旨 ・令和5年度第1回同会議議事要旨
基準II-B 学生支援	基準II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	(1)	教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。	—		
			① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。	—		
			② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。	—		
			③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。	—		
			④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。	—		
			⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。	—		
			⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。	—		
	基準II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	(2)	事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。	—	—	・ウェブサイト（教育・研究／地域教育プログラム） ・学校法人四国大学文書取扱規程
			① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。	1	○学習成果を獲得するための本学の教育指針及び卒業時における学習成果の目標を示したディプロマ・ポリシーは、大学ホームページや大学案内パンフレット等により学内で広く共有されており、事務職員もその内容を十分理解しつつ、職務や学生サポートに当たっている。 例えば、社会連携推進課では、地域教育プログラムの一環で、事務職員が中心となって学生のボランティア参加を推奨している。その活動を地域教育関連科目として単位認定する手続きにより、学生が「社会において他者と協調するとともに、積極的に社会を支える力（人間・社会関係力）」という学習成果獲得に貢献している。また、多くの課外クラブにおいて、事務職員が顧問として指導に当たっており、学生と直接触れ合うことで、学生が「自己の向上のため、意欲を持って取り組み、技術や方法を身に付け、社会において絶えず努力する力（自己教育力）」という学習成果を獲得することにも貢献している。	
			② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。	1	○ボランティア活動や課外活動の内容は、個々の学生の入学時から卒業までの成長の記録である「自己教育力シート」に記録され、学科の教員や課外活動等を指導する事務職員の間で共有されている。このことにより、事務職員も個々の学生の成長を直接把握することができている。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。	1	<p>○教育支援課においては、学則や各免許資格の認定内容をベースに、各学科から寄せられた各科目の開講期やカリキュラムマップ等をとりまとめ、履修要綱を編集・製本して、学期初めのオリエンテーションで配布している。オリエンテーションの中で行われる履修登録説明会では、どの科目を履修するかという履修方針と、どのように登録するかという履修手順について、各チューターの教員から説明があるが、教育支援課の事務職員からも説明や指導の補助を行っている。</p> <p>また、迅速な指導と対応を可能とするため、履修登録終了後や各期成績確定後等のタイミングで、教育支援課において各学科学生の履修登録情報一覧、卒業見込判定結果一覧、各免許資格取得見込判定結果一覧等を作成し、各情報を学科教員に提供している。</p>	
		④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。	1	<p>○「学校法人四国大学文書取扱規程」により、学籍簿と成績簿は永年保存とされており、開学以降すべての卒業生（退学、除籍等を含む）の学籍簿と成績簿は、学内にて厳重に保管されている。また、現在在学する学生を含む、学籍・成績管理システム導入（平成18（2006）年）以降のすべての卒業生・在学生の学籍情報と成績情報は、システム内のデータベースに記録・保管されている。</p>	
	(3)	短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。	—	<p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・学部・学科でコアとなる図書・学術雑誌(電子媒体含)の体系的な整備のため、資料整備基準を作成し、利用者の情報メディア利用と提供の利便性向上を実現する蔵書更新を継続。 ・「図書館利用案内動画」の作成や図書館ホームページ内の「マイページ」からの図書館利用手続きの推奨等による、図書館利用の利便性向上の実現。 ・学生のニーズに沿った図書館内施設(ラーニングコモンズ、マルチメディア室、多目的室)の利用環境整備の実施。</p> <p>○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置 ・司書有資格者：正職員2名・委託職員2名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用案内 ・図書館ホームページ
		① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。	1		
		② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。	1		
		③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。	1	<p>○SUCCESS, SUCCESS/WAVEを通して利活用されており、学生は大学内各所のパソコン演習室やBYODパソコンも活用して利活用が進んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程
		④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。	1		<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則
		⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。	1		
基準II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	(1)	入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	1	<p>○合格が決まった受験者に対し、入学後スムーズに大学の学習を進めるために入学前キャリアガイダンスを実施するとともに、HPでシラバスを公表するなど情報公開に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前キャリアガイダンスのお知らせ（パンフ）
	(2)	入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	1	<p>○新入生を対象に大学生活全般や履修についてオリエンテーションを入学式後に各学科ごとに行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活のてびき
	(3)	学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	—		
	(4)	学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。	1	<p>○本学の概要、学生の心得、奨学金や学生相談等学生サポートに関すること、大学規則、学内施設、就職活動等について学生支援に関する大学としての方針を明示した「学生生活のてびき」を今年度からウェブサイトで公開している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活のてびき

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	(5)	基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	1	○本学学生に対する学習の支援及び学修相談等の業務、学修支援に係る研究及び障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、学生の円滑な学生生活を促し、学生の自立を支援するために、「学修支援センター」を設置している。学修支援センターでは入学生を対象として外部講師による講座を開講するなど学習サポートプログラムを実施し、国語、数学、理科、英語の補習授業を行っている。また、学生の要望に合わせた個別指導も行っている。ピアチューターを養成して学修支援やシラバスの見方の解説を行ったり、スタディールームを開設して静かな学習環境を提供するなどを行っている。特別な支援が必要な学生に対して、スケジュール管理支援や、モニタリング調査などを実施し学生の困り感に合わせた支援を展開している。	・学修支援センターパンフ ・キャリアアップ支援プログラム ・学修支援センター、スタディールーム利用者数_R1～ ・学習サポートプログラム開講回ごとの出席率の推移（過去5年） ・高大接続キャリアアップ支援プログラム一式	
	(6)	学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	1	○在学生を対象として、就職につながる資格取得を奨励するとともに、本学が実施する各種資格に関する授業及び資格検定講座に学生が意欲をもって取り組むことを目的とする、高大接続キャリアアップ支援プログラムを実施している。高校時代に取得した資格に応じて奨励金を給付する「入学時資格等保有奨励金制度」、合格した学生に対して奨励金を給付する「資格取得奨励金制度」、学内で各種資格に関する対策講座を行う「資格対策講座」の3つの制度を柱としている。対象資格については、高大接続及びキャリアアップにつながると考えられる資格を対象に実施している、資格対策講座を受講または、講座対象級・レベルにすでに合格しているものに対し、検定料の半額程度を大学から補助する「資格検定試験受験料補助金制度」や、講座受講者の中で優秀と認められたものに対し、四国大学同窓会より表彰状及びリクルートクーポン券を給付する「講座受講者優秀賞制度」を実施している。	・学修支援センターパンフ ・キャリアアップ支援プログラム ・学修支援センター、スタディールーム利用者数_R1～ ・学習サポートプログラム開講回ごとの出席率の推移（過去5年） ・高大接続キャリアアップ支援プログラム一式	
	(8)	進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	1	○留学生の受け入れを積極的に行っている。留学生派遣制度は整備されている。	四国大学留学プログラム	
	(9)	留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。	1	○学習成果獲得状況の量的・質的数据の確認及び学習支援についての点検は各学科会議及び卒業判定教授会で行っている。		
	(10)	学習成果の獲得状況を示す量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。	1	○学内には学生委員会を設置し、学外では徳島市学生生徒補導連絡協議会に加盟している。	・学生委員会規則 ・学生協総会資料	
	(1)	学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。	1	○学生研修活動専門委員会の組織に文化系及び体育系クラブの学生代表者各3名が委員として出席し、研修活動の企画・運営に参画する機会を設けている。また、行事等については学生運営委員を中心に主体的に活動している。	・学生研修活動専門委員会規則	
	(2)	クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	1	○約600席ある学生食堂やコンビニエンスストアを利用できるよう整備している。	・学生生活のてびき	
	(3)	学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	1	○冷暖房が完備された全室個室の学生寮（定員：女子170名）と國際寮（定員：60名）を整備している。また、学生支援課で賃貸マンション・アパートの物件を紹介している。	・学生生活のてびき	
	(4)	宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。	1	○大学と徳島駅近くの交流プラザ間でスクールバスを運行している。また、自転車・バイクの駐輪場や約1000台駐車できる有料の駐車場を整備している。	・学生生活のてびき	
	(5)	通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。	1	○日本学生支援機構奨学金をはじめ、本学独自の奨学金制度を設けている。また、緊急の出費を必要とする学生に無利子で貸付をする制度を設けている。	・各種奨学金規則 ・学生生活のてびき	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(7)	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	1	○保健管理センターには、センター長として精神科医1名、看護師1名、事務職員2名が配置され、健康診断や応急処置、健康相談等を行っている。また、学生相談室においては、室長1名、非常勤相談員3名の臨床心理士資格を持つカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めている。	・学生生活のびき
		(8)	学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	1	○IRコンソーシアム学生基本調査を毎年実施し、学生生活の満足度や要望等について調査を行い、学生基本調査専門委員会において調査結果を検証・分析し、満足度向上に努めている。また、学生の意見や要望等を広く聴取するため大学、短大、大学院の各学生代表者3名が委員となっている。	・学生基本調査専門委員会規則
		(9)	留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。	1	○留学生の学習支援に関しては、留学生が在籍する学科に留学生用チューターを配置して支援を行っている。生活の支援に関しては国際課が中心となって、アパート探しやアルバイト探しのサポートを行っている。コロナ禍にあっては食糧支援も行った。病気、怪我、交通事故等の際の病院への付き添いや、各種機関との連絡調整も行つた。個人面談を実施し、留学生の抱える諸問題に対応している。	
		(10)	社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	1	○社会人学生の学習支援として、学生からの希望により、学修支援センターにおいて、個別指導や少人数グループでの指導を実施している。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、PC操作やレポート作成・書き方支援を実施した。また、学修支援センターが実施する学習サポートプログラム及びキャリアアップ支援プログラムは、社会人学生も対象としている。毎年、多くの社会人学生がこれらのプログラムを活用している。特に、キャリアアップ支援プログラムの一環として行っている。資格対策講座を受講し、資格取得を支援する取組は毎年多くの社会人学生が活用している。	・短期大学部学則 ・四国大学短期大学部長期履修学生規則 ・四国大学短期大学部外国人留学生3年コースに在学する者に関する規則 ・学修支援センターパンフ 改訂版合理的配慮ガイドブック
		(11)	障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	1	○平成25（2013）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、同法に基づく「基本方針」が平成27（2015）年に閣議決定されたことを踏まえ、平成28（2016）年3月に「学校法人四国大学・四国大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定した。本規定の制定に伴い、平成29（2017）年度より合理的配慮に関する相談等の業務を行う「アクセシビリティールーム」を学修支援センターの別室として設置し、常勤の合理的配慮コーディネーターを配置し支援体制を整えている。 更に、本規定に基づいた「教職員のための障がいのある学生に対する修学上の配慮の提供に関するガイドライン」を平成30（2018）年1月より施行している。このガイドラインは、障がいのある学生に対する修学上の合理的配慮の提供に関し、障がい学生支援に関する基本理念、対象者及び実施方法等を広く教職員に周知し、円滑な運用を行うことを目的としている。平成30（2018）年4月に初版となる「合理的配慮ガイドブック」を発行し活用を開始した。また、令和4年（2022）4月「合理的配慮ガイドブック改訂版」を発行し、本学の全教職員に配付し周知の徹底を図っている。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。	1	○学則及び「四国大学短期大学部長期履修学生規則」により、修業年限を3年ないし4年とする長期履修制度を設けている。この制度は、原則として入学時に、一般学生（修業年限2年）か長期履修学生（修業年限を3～4年）のどちらかを選択しなければならない。ただし、入学後やむを得ない特別な理由が生じたときは第1年次の終わりまで（音楽科で演奏等技術向上のため長期履修を希望する者は第2年次前期終了後2月以内）に変更を申し出た場合に限り、変更を認めることができるとしている。また、外国人留学生については、修業年限を3年とする外国人留学生3年コース生として受け入れることを原則としており、この制度は前述の四国大学短期大学部長期履修学生規則に基づく「四国大学短期大学部外国人留学生3年コースに在学する者に関する規則」により規定されている。これらの制度を利用している長期履修生は、令和6（2024）年5月1日時点98名、そのうち、外国人留学生3年コース生が71名である。	
		(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。	1	○地域教育に関しては全学共通科目や専門科目の中で地域に関する内容を学ぶと共に、自由科目としてボランティア活動等の学生の自主性を基にした地域貢献活動を設定し、評価し単位化するなど積極的に推進している。また、一定基準以上のボランティア活動実施者には、「地域貢献活動等優秀賞」等の表彰制度も規定している	・地域教育ガイドブック ・四国大学地域教育関連科目に係る成績評価実施要項 ・地域貢献活動等表彰規定
基準II-B-4 進路支援を行っている。	(1)	就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	1	○就職支援のための教職員組織整備 就職キャリア支援についての基本方針や基本施策は、学長を委員長とし、全学部の代表者等からなる就職・キャリア支援推進委員会において決定されている。 学科の内定状況等については、学科・専攻課程ごとに調査を依頼し、毎月、内定状況の把握と指導に努めている。	・就職・キャリア支援推進委員会規則 ・教員・公務員試験対策講座パンフレット ・就職試験経過報告書
	(2)	就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	1	○就職支援のための施設 キャリアセンターに、資料を閲覧したり履歴書等の添削指導を受けたりするコーナーを設けている。また、学生用PCを設置し、企業検索やエントリーシートの入力や申請、先輩たちの就職活動の貴重な情報である「就職試験経過報告書」を検索することができる。そのほか、多様化する就職活動に対応するために、Web面接などに対応できる機材を備えた個室を完備している。	
	(3)	就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	1	○就職のための資格取得、就職試験対策支援 教員公務員試験の合格を目指して取り組む学生の対応をするため、自習できる施設を整備している。教員・保育士・養護教員の試験を目指す学生なら誰でも利用可能な「教員・保育士採用試験対策学習室」と、「養護教員採用試験対策学習室」を設けている。また、公務員を目指す学生の為に「公務員試験対策学習室」を設け、講師への質問・相談ができるなど学習環境を整えている。 本学は県内出身の学生が多く、就職に関しても県内での就職を希望する学生が圧倒的に多い現状がある。このため、入学後の早い時点から学生の進路指導をサポートする就職支援とキャリア教育を推進している。特に、本学では希望の多い教員・公務員の現役合格に向けた対策講座をより充実させ、学生や保護者の期待に応えることができる体制を整備している。 ほかにも、夏季・春季の休業期間を活用した各種特別講座、次年度の採用試験に向け各都道府県の教育委員会や警察本部等から関係者を招聘して行う教員・公務員ガイダンスなどを開催している	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料		
		(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	1	○卒業時の就職状況の分析・検討 就職状況について、学科ごとに分析・検討を進めて、教員とやり取りを行い協力を得ながら、学生指導につなげている。また、先輩たちの就職活動の貴重な情報である「就職試験経過報告書」をデータに残し、Web上で検索することができるようしている。				
		(5) 進学、留学に対する支援を行っている。	1	○進学、留学に対して次のとおり支援を行っている。 学修支援センターにおいて、編入学及び進学関連の資料を取りまとめている。特に、徳島県内の大学など学生からのニーズが高いと考えられる資料は、他大学編入資料とは別に配架し、必要に応じて学生に案内している。また、編入学及び進学に関する相談を、学修支援センターにおいて行っている。本学から併設大学への編入学に関しては、短期大学生を対象とした編入学説明会を実施し、編入学を促進するとともに、平成30（2018）年度からは、短期大学と併設大学の連携のもと、「四国大学学内編入学支援プログラム」を開始し、個別プログラムと経済的支援による編入学を促進する取組を通して、令和5（2023）年度2名、令和6（2024）年度11名の大学進学実績を上げている。 ○様々なニーズに対応できる留学プログラムを準備し、ホームページ及び冊子での情報提供、留学説明会の実施、個々の留学相談を実施している。また短期大学を卒業して大学3年次への編入希望者に対する相談やサポートを実施している。	・入学案内 ・四国大学留学プログラム			
<基準II 令和2年度の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画>				実施状況				
①教育内容、教育方法について更なる充実に向けて、引き続き検証・改善を行う。				教育改革プログラム2020の円滑な実施に努めるとともに、新しい時代に合ったカリキュラム開発や教育方法の改善、教育評価システムの見直しなどの教育改革に全学体制で取り組み、教育研究機能の強化と質保証に努めた。 令和2（2020）年度から運用している新カリキュラム「教育改革プログラム2020」について、令和3（2021）年度末に実施した専門科目の中間評価結果をもとに各学科・専攻において課題や改善点の洗い出しを行った。早急に対応が必要なものについては、改善・充実を図るとともに、次期カリキュラム策定時の基礎資料として活用する。教育改革に関する各取組については、「教育改革プログラム2020」パンフレットを令和4年度版として改訂し、新入学生及び教職員へ配布するとともに本学ホームページに掲載し、広く周知を図っている。 各学科・専攻が実施する特長的な教育プログラムについて、絶えず検証を行い、学生の教育指導に適切に取り組むとともに必要に応じて改善を図った。また、令和5（2023）年度から大学、短期大学部の一部で社会人を本科生として受け入れるため、「社会人キャリアアップ教育プログラム」を創設し、社会人の円滑な受入れに向けて、社会人専門科目を新設するなどの準備を進めた。 今後は、「大学改革ビジョン2023」の取組の中で、新教育プログラム策定に向けて検討を開始する。				
②基礎教養、社会人基礎力の修得のためのカリキュラムや、本学ならではの特色を活かした新たなカリキュラムの開発に取り組む。								
③多様な学生の教育効果を高めるためのカリキュラム編成についての検証・改善に取り組む。また、カリキュラムの見直しと同時に、授業方法の一層の工夫・改善や効果的・効率的な成績評価や授業評価の在り方の検討、正課外の学習支援の一層の充実、本学の新チーチャー制度の適切な運用と教職協働を強化し、個々の学生に対する教育・就職・学生生活全般にわたる支援を総合的に進めていく。								

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		④卒業生や就職先に対する意見聴取について、各学科・専攻において今後の進め方について検討する。また、令和元年度から開始したIR調査における卒後5年後アンケートの活用と効果についての検討・検証を行う。		<p>卒業生の就職先への意見聴取については、引き続き、大学全体として県内企業をはじめとする約100社の企業の協力を得て実施する「学内企業研究会」の際に、卒業生の就職先の人事担当者から種々の情報を入手するよう努めている。また、卒業生が就職している医療機関、行政機関、企業の訪問、あるいは学生の実習先が、就職先となる保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設への実習説明会や在学生の実習中に、卒業生の評価を聞くようしている。さらに保育研修セミナーや保育フェア、施設フェアなど、現場の方が来校する機会や、学科教員が保育アドバイザーや巡回相談などで現場を訪問する機会を捉え、そこで働く卒業生に関する情報を得られるように努めている。</p> <p>また、令和元（2019）年度から卒後5年を経過した卒業生を対象とした「卒業生調査」を行っている。これらの調査により、教育の成果、学生の学習状況や満足度、留学の有無、卒業後の在職率等を把握し、結果を各学科や関係部局と共有することにより、学生指導や環境の改善に取り組んでおり、この結果は大学ホームページ等により公表している。</p>	・ウェブサイト（教育の情報公表（II.修学上の情報等））、（教育・研究（四国大学アセスメントポリシーによる情報の公表））
		⑤学習成果の評価手法の更なる改善と学内定着を図るとともに、アセスメント・ポリシーに基づく教育効果測定手法を学内で有効に機能させるとともに、教育改善に確実に繋げるPDCAサイクルの完成に取り組む。 また、学習成果の測定を踏まえた学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データに基づき把握し、教育改善に繋げる仕組みを確立するとともに、学生の学習成果を可視化し、社会に対してアピールする取組を充実させる。		<p>学位授与方針に明示した学習成果の把握令和2（2020）年度から、3ポリシーに基づき、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3段階で学生の学修成果を測定、把握し、学修成果を検証するアセスメントポリシーによる評価検証を実施しており、全学的にも当該事項が認識され、定着しつつあるといえる。なお、機関レベルについては、評価検証結果を本学ホームページに公表し、教育活動及び学習環境等の現状について、学内外へ発信している。</p> <p>また、学習成果の新たな評価指標として、各学生のディプロマ・ポリシー達成度を評価するためのルーブリック「四国大学短期大部学部ディプロマ・ポリシー達成度自己評価シート」を作成し、令和5（2023）年度から導入することとした。</p> <p>今後も、入学者選抜から卒業認定・学位授与までの教育研究活動が一貫したものとなるよう、アセスメントポリシーによる評価・検証の実施及びその検証結果を受けた改善策の検討、実施についてのPDCAサイクルを回していくよう引き続き取り組みを推進する。</p>	・ウェブサイト（教育・研究（四国大学アセスメントポリシーによる情報の公表））

【基準III 教育課程と学生支援】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準III-A 人的資源	基準III-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。 (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。	1 1 1 1 1 1 1	○建学の精神、学則にうたわれた本学及び各学科・専攻の教育目的及びカリキュラム・ポリシー等を具現化するために必要な教員組織を適正に編制している。 ○専任教員数は、令和5（2023）年度四国大学短期大学部教員組織のとおりであり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 ○専任教員の職位は、教育職員採用昇任選考基準に基づき、学位、研究業績、芸術上の業績、特定分野の知識及び経験等並びに教育実績に基づいて決定されており、設置基準の規定を充足している。 ○専任教員のほかに、主として教養科目や総合科目を担当する併任教員（本務は事務職）と、教育課程の編成・実施上必要な非常勤講師を配置している。 ○非常勤講師の採用の際には、学校法人四国大学非常勤講師に関する規程に基づき、教授会の議を経て決定している。 ○人間健康科食物栄養専攻における実験・実習科目や、コンピュータ実習を伴う共通教養科目の情報処理で、補助教員（TA・SA）を配置している。 ○教員の採用、昇任は、四国大学短期大学部教育職員採用昇任選考基準に則り、教授会と人事委員会で審議の上、評議会の議を経て決定されている。	・短期大学部学則 ・令和5年度四国大学短期大学部教員組織 ・四国大学短期大学部教育職員採用昇任選考基準 ・学校法人四国大学非常勤講師に関する規程 ・四国大学短期大学部教育職員採用昇任選考基準 ・四国大学短期大学部教育職員採用昇任選考基準 ・研究推進委員会議事要旨 ・四国大学研究体制整備に係る計画 ・研究活動推進計画
	基準III-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。	1 2	○専任教員は、各自の専門分野に関する諸学会に所属して教育研究活動を行うとともに、本学及び各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、学内における教育研究活動に成果をあげている。 ○科学研究費補助金、外部研究費については、「科学研究費補助金採択推進プロジェクトチーム」において、科研費の申請及び採択の状況分析を行っている。本学の直近3年間の新規採択件数（主担当分）は、令和4（2022）年度6件、令和5（2023）年度0件、令和6（2024）年度2件である。また、科学研究費以外の外部研究費については、令和4（2022）年度1件、令和5（2023）年度2件、令和6（2024）年度3件を獲得している。令和5（2023）年度に四国大学研究体制の整備に係る計画を改定し、申請率、採択率等の目標を定め、獲得に向けて取り組んでいる。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。	1	<p>○本学では、「四国大学研究推進委員会規則」に基づき、研究活動を推進する組織の中核となる「研究推進委員会」を開催し、研究推進に係る企画・立案及び研究活動への重点的支援について審議し、迅速な決定を行っている。</p> <p>また、「研究倫理審査専門委員会規則」、「公的研究費等不正使用防止推進委員会規程」、「公的研究費等の取扱いに関する規程」、「動物実験安全管理規則」、「遺伝子組換え実験安全管理規則」に基づき、「研究倫理審査専門委員会」、「公的研究費等不正使用防止推進委員会」、「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」の各委員会を設置し、適正な研究活動を行っている。そのほか研究活動に関する規定を、次のとおり整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメント規程 ・四国大学における学術研究に係る行動規範 ・研究活動上の不正行為への対応等に関する取扱要領 ・受託研究規程 ・共同研究規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取扱いに関する規程 ・四国大学における公的研究費等不正防止計画 ・四国大学における公的研究費の運営・管理体制 ・研究活動上の不正行為への対応等に関する取扱要領 ・公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図 ・四国大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画 ・四国大学研究倫理教育に関する実施要領
		(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。	1	○本学では、教職員の研究倫理の確立・向上及び研究活動の不正防止のために各種の規定を整備するとともに、「大学における公的研究費の運営・管理体制」、「四国大学における公的研究費等不正防止計画」、「公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図」を定め、公的研究費等の不正使用や捏造、改ざん、濫用等の不正行為の防止を図っている。令和5年度には「四国大学及び四国大学短期大学部における研究データの保存等に関するガイドライン」を改訂した。これらの規定、責任体制、通報手順や窓口は、ホームページを通じて学内外に広く公表している。また、「四国大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」に基づき、継続的にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するとともに、定期的な研究倫理教育プログラムの受講を義務付けている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取扱いに関する規程 ・四国大学における公的研究費等不正防止計画 ・四国大学における公的研究費の運営・管理体制 ・研究活動上の不正行為への対応等に関する取扱要領 ・公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図 ・四国大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画 ・四国大学研究倫理教育に関する実施要領 ・四国大学及び四国大学短期大学部における研究データの保存に関するガイドライン
		(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。	1	○「四国大学紀要」、「学際融合研究所年報」を毎年発刊している。	四国大学紀要、学際融合研究所年報
		(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。	1	○講師以上の教員1人に1部屋が割り当てられ、助教・助手については原則として共同研究室となっている。	
		(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	1	○専任教員には毎週半日の学外研修が認められている。また、学会発表・聴講等の出張についても、予算の範囲で自由に申請できるなど、研究活動を支援する体制がとられている。	
		(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	1	○教員の海外出張に関する制限や手続きについては、学校法人四国大学・四国大学海外出張規程によって定められている。また、国内外において自主的調査研究に専念できる期間を与えるサバティカル研修制度を制定・運用している。	・学校法人四国大学・四国大学海外出張規程

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。	(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	1	○本学及び併設大学では、教員の資質向上及び教育の充実・発展を図るための全学組織として、平成16年にFD委員会を発足し、「FD委員会規則」に基づき、組織的なFD活動を積極的に推進している。FD委員会での検証・改善を繰り返しながら、教育活動の活性化や教育方法の改善に取り組んでいる。	・令和5年度学部FD活動計画 ・令和5年度FD活動実施報告書	
		① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	1	○令和5(2023)年度は、4つのPTを立ち上げ取組を推進するとともに、FD委員会を5回実施し、全学的な取組を通して、授業・教育方法の改善を行った。主な取組は次のとおりである。 「授業公開」：各学部から、模範的な授業を公開した。 「授業評価」：前期、後期各2回ずつ授業評価を実施。1回目の結果は以後の授業に、2回目の結果はティーチングポートフォリオに反映して、授業改善に繋げた。 「研修会（新任研修を含む）」：4回実施（SDとの合同研修）加えて、学科・専攻ごとに教員が主体となり、ニーズに合ったテーマ設定とテーマに沿った研修を実施した。		
		(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。	1	○学生の学習効果と獲得が向上するよう、教員間の協力体制を構築し、学内の関係部署と連化して対応している。		
	(1)	短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。	1	○事務局長の総括・調整の下に、5つの部・室が設置されており、各部・室の責任者として部長・室長が配置されている。更に、各部内には課が設置されており、部長の指示のもと、それぞれの課長が課の所掌に関して責任を分担している。各課には、課長の指示のもと、担当課長、主幹、課長補佐が担当業務に関して責任を分担している。	・四国大学事務組織規則	
	(2)	事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。	1	○専門的技能を必要とする部署の職員については、経理事務等研修会、教務部課長・相当者研修会、大学図書館職員短期研修、図書館等職員著作権実務講習会等の研修を受講させている。		
	(3)	事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	1	○事務局の各課・担当ごとに、規模や職務に応じた事務室を設置している。また、事務職員には1人1台のパソコンを整備し、事務局共用のファイルサーバ等を導入して情報の共有化を図っている。		
	(4)	事務関係諸規程を整備している。	1	○法人の事務組織の事務分掌については学校法人四国大学事務組織規程に、大学の事務組織の事務分掌については四国大学事務組織規則に規定されている。また、事務手続きを規定する諸規程を定め、各職員は、当該諸規定を遵守して担当業務を遂行している。	・学校法人四国大学事務組織規程 ・四国大学事務組織規則	
	(5)	事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。	1	○事務部署は事務室を整備し、学務システム、学生ポータルシステム、LMSなどを管理操作するための情報機器、備品等を整備し執務を行っている。		
	(6)	SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	1	○令和2年度に実施された短期大学基準協会による認証評価で、SDに関する規則がない旨の指摘があったことを受け、既に実施している内容を明文化し、令和6年4月24日の評議会において「四国大学SD推進規則」を審議、制定し、同日から施行した。 ○この四国大学SD推進規則及び学校法人四国大学職員研修実施計画に基づき、組織的な取組を行っている。	・四国大学SD推進規則 ・学校法人四国大学職員研修実施計画	
	(7)	日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。	1	○業務の内容や手順については日常的に見直しを行い、事務改善を図るよう努力している。また、令和5(2023)年度から改善が必要な業務の棚卸を実施し、集中的に業務改善を実施している。		

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。	基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	1	○毎月定例の課長会議において、課・担当間の連絡・調整を図っている。また、入試、オープンキャンパス、卒業式、入学式等の全学的行事に際しては、事務局長の指示のもと、組織横断的に教員や関係部署と連携・分担して業務を遂行している。	
		(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。		1	○教職員の就業については、学校法人四国大学・四国大学就業規程に規定されている。また、これを補完するものとして、職員の兼業申請事務取扱要領、期限付職員規程、定年規程、給与規程、退職金規程、職員の育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程、職員の介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程、懲戒審査委員会規程が整備されている。	・就業規程 ・兼業申請事務取扱要領 ・期限付職員規程 ・定年規程 ・給与規程 ・退職金規程 ・育児休業・育児時短等規程 ・介護休業・介護時短等規程 ・懲戒審査委員会規程
		(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。		1	○教職員の就業に関する諸規程は、すべて四国大学規則集に収録されており、この規則集は、学内のすべてのパソコンからいつでも参照できるようになっている。また、システム上のデータ更新までの間は、総合企画課が学内限定のホームページでその内容を教職員に提供している。	・四国大学規則集
		(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。		1	○出退勤、休暇、出張、兼業等は、就業規程並びに諸規程に基づいて手続きされている。	
基準III-B 物的資源	基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。		1	○本学の校地は併設大学との共用であり、古川キャンパスのある古川校地のほか、日ノ上校地、鶴島校地、寺島校地、小松島校地の5か所を保有しており、校地面積は短期大学設置基準面積を十分に満たしている。	
		(2) 適切な面積の運動場を有している。		1	○運動場は日ノ上校地と鶴島校地を合わせて77,383 m ² であり、十分な面積を有している。	・土地台帳
		(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。		1	○校舎のうち本学専用の面積は5,602 m ² であり、併設大学との共用面積57,067 m ² と合わせて62,669 m ² となり、短期大学設置基準面積6,450 m ² を十分に満たしている。	・施設管理台帳
		(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。		1	○キャンパス内のほとんどの建物は、学生、教職員が日常利用する建物も含め、建物出入口のスロープ、エレベーターの設置、多目的トイレの整備、点字ブロックの設置等バリアフリー化は出来ており、合理的配慮の学生に対応する更なる要望があった場合には、必要に応じて手摺設置等の対応を実施している。 ただ、一部の低層建築物、具体的に共通講義棟（R館）は、2階建てでありエレベーター等が設置されていない状況である。当R館は1階に2室、2階に2室の講義室があるが、外部から1階へはスロープが設置されており、講義室内へも車椅子利用者が利用できる対策は講じられている。一方、2階への移動は階段のみとなっているので、今後、1階・2階同時に車椅子利用者が利用しなければならない状況となれば、エレベーターやリフト等の設置が必要と考えており、当該利用者数の見通しを踏まえ関係課と協議しながら、設備機器の設置について対応して参りたい。	
		(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。		1	○本学専用及び併設大学と共に用いる教室等は、講義室 56、演習室 35、実験実習室 93、情報処理学習室 4などが整備されている。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。	1	<p>○現在、本学ではBYODの浸透を勧めているが、コロナ禍への対応策を経て学生向けのレンタルPC制度を拡充した。新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も、自分の端末を持っていない学生や、一時的に故障していてパソコンが無い学生等が教育・研究活動に広く利用することができる。また、演習室に設置されているパソコンを用いて、快適にオンライン授業を受講することができる。</p> <p>○SUCCESS, SUCCESS/WAVE, SUCCESS Cloudなど、四国大学キャンパス情報ネットワークを整備し、またパソコン演習室、エコプリントシステムなども整備している。</p>	・ウェブサイト（教育研究における新型コロナウイルス対応について）
		(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。	1	<p>○図書館の設備 ・閲覧座席数456席、蔵書収容能力約45万冊、地上3階（書庫6階）建、施設面積4866m²であり、十分な容量とスペース確保を実現。</p> <p>○図書館の資料整備 ・蔵書冊数450107冊（うち洋書64916冊）、雑誌受入種数821種（うち外国語4種）、電子ジャーナル種数3927種（うち国外2212種）、電子書籍点数147085点（うち国外147053点）を有し、教育、研究のニーズに合わせた紙媒体と電子資源での資料提供を実施。</p> <p>・学部・学科でコアとなる図書・学術雑誌（電子媒体含）の体系的な整備のための資料整備基準を作成するとともに、全学教員の積極的な関与のもとに選書と廃棄および積極的な電子媒体への移行を実施しており、利用者の情報メディア利用と提供の利便性向上を実現する蔵書更新を継続している。</p>	・図書館利用案内 ・図書館ホームページ
		(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。	1		
		① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。	1		
		② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。	1		
		(10) 適切な面積の体育館を有している。	1	<p>○本学と併設大学が共用する体育館2,291m²については、1階にはアリーナ（1,290 m²）、2階にはリズム実習室（197 m²）を整備している。</p> <p>○本学と併設大学が共用するスポーツ健康館1,759m²については、2階にアリーナ（546m²）、サブアリーナ（212m²）を整備している。</p>	
		(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	1	<p>○教室以外では、通常のパソコン演習室の他、高度な映像編集が可能な高性能ノートパソコン30台を整備した演習室（B215）や、超高性能スペックを誇るAI・VR・メディア制作専用PC 2台を整備した情報教育センターロビーなどがある。</p>	
基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行ってい る。	(1)	固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	1	<p>○規定に基づいて管理している。また、管理については、管理責任者・使用責任者、使用者を定め、出納、保管、台帳整備、紛失、破損などの事故防止、移動、廃棄などを、それぞれ定められた手続きに従って行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学会計通則 ・学校法人四国大学固定資産及び管理規程

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。	1	○教室のうち、講義室は、教育支援課の管理であるが、実験・実習室については、それぞれ管理責任者として教員が登録され、実験実習室の入り口に管理責任者が提示されている。管理責任者は必要に応じて、改修計画を立て次年度予算要求を行い次年度実験・実習に支障のないように維持管理を行っている。 有形固定資産のうち機器備品等については、原則として1件の単価5万円以上耐用年数1年以上のものを固定資産として管理する等規程に基づき適切に処理している。 また、大学改革ビジョン2023の業務改善計画において備品の一元化を進めており、備品の移管、廃棄等を施設課において一元的に管理する体制を勧めている。	・学校法人四国大学固定資産及び物品の調達管理規定 ・改革ビジョン2023 30③⑦
		(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。	1	○学校法人四国大学危機管理規程を制定するとともに、防災保安管理規程、防火・防災管理に係る消防計画、南海トラフ地震防災対策計画を整備している。	・学校法人四国大学危機管理規程 ・防災保安管理規程 ・防火・防災管理に係る消防計画 ・南海トラフ地震防災対策計画
		(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	1	○消火器・火災報知機・屋内消火栓設備等の消防設備は、消防法に基づき、年2回の定期点検を実施している。また、学生・教職員の全学的な防災訓練や学生寮における避難訓練等を実施している。	
		(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	1	大学ネットワーク・セキュリティに関する各種規程整備などを行ったうえで、「新たなサイバーセキュリティ対策概念」に基づくオペレーション運用を開始している。端末管理に関してもSKY Sea ClientView導入により不正ソフト管理、登録外の外部記憶媒体の接続規制を行っている。	・情報戦略推進本部情報セキュリティ部会運営要領 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策基本方針 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策規程 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策基準 ・情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）設置要綱
		(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	1	○省エネルギー対策については、使用電力量の削減目標について、「大学改革ビジョン2023」の中で2027年度末の使用電力量を2021年度の使用実績から20%削減とする目標を掲げ、鋭意取り組んでいる。具体的には、学内空調一括管理システムを導入し、学内空調機の温度・時間管理を行い、電力の効率的な使用に努めており、教職員・学生に対しては、様々な機会をとらえ意識啓発に努め、継続的に省エネ意識の向上に取り組んでいる。また、照明のLED化を3年計画で進めしており、加えてトイレの洋式化も同じく3年計画で進めているが、その際には、節水型を選定し環境への配慮を行なながら進めている。 ○次に、省資源対策については、関係各課との協議により事務の棚卸し作業を進め、利用可能な備品類の循環利用を促進するため令和4（2022）年度に「備品類リサイクル制度」を創設し、学内教職員等の退職・新任時に活用できるよう教職員に対し周知を行っており、浸透が図られていると考えている。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	1	<p>○学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、機種更新などの機会を利用し、ハードウェア及びソフトウェアの機能向上・充実を図るとともに、使用する各種機器については、取り扱い方法などを適宜学生に説明している。教職員には、情報技術やネットワーク技術、セキュリティなどに関する個々の質問にも対応している。また、新規採用教員対象に、毎年マバコースの操作説明会を実施するなど支援している。</p> <p>○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト（教育研究における新型コロナウイルス対応について） ・manaba course/ZOOMの利用方法について
		(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	1	○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。	
		(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	1	<p>○全学共通・地域教育センターの2階には、オンライン授業への対応のため動画教材の作成やそのまま遠隔授業を実施できる遠隔授業スタジオを2室整備、タブレット端末を常備するなど設備面での充実を図っている。</p> <p>○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則
		(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	1	<p>○ポータルシステムの運用・管理として、「新入生などへの操作講習会の実施」や「ユーザーサポート、マニュアル作成」などを、また、「ノートPC・ポケットwifi・変換アダプタ・書画カメラ等の貸し出し」や「情報処理授業におけるTAの配置による多様な学生への対応」など、効果的な学習環境の維持ができるよう技術的資源と設備の両面において計画的に見直し、適切な状態を保持している。</p> <p>○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則
		(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。	1	<p>○従来の演習室をオンライン授業が受講可能となるように、大幅に拡充し、演習室に設置されているパソコンを用いて、快適にオンライン授業を受講することができる。30周年記念館の情報教育実習室、附属図書館マルチメディア室、全学共通・地域教育センターのパソコン実習室など。</p> <p>○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	(6)	学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。	1	○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。	・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則	
	(7)	教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。	1	○新規教職員に対しては、学生呼び出しや休講・補講、予算管理などを実施するポータルサイト利用説明会などの研修や技術支援を必ず実施している。 ○情報教育センターにおいて、学生、教職員に対するパソコン、ネットワークサービス、オフィスソフト、情報リテラシーに関する質問、相談を随時受け付けて対応しており、必要なハードは大学DX基盤として四国大学DX推進計画に基づき、適切に整備、更改、運営を実施している。	・授業実施に関すること Z/新任教員オリエンテーション /manaba zoom研修 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則	
	(8)	コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。	1	四国大学スタンダードとして掲げた「社会人基礎力」、「自己教育力」、「人間・社会関係力」の3つの力を身に付けるために授業のアクティブラーニング化があり、机・椅子をアクティブラーニング仕様に改修、また、各教室にプロジェクターや電子黒板ができる限り配置し、学習の効果が上げられるよう整備を行っている。 各種目的別のパソコンが使える教室や設備について、機器の陳腐化がないよう順次更改して充実させており、情報処理などを学ぶ汎用的なコンピュータ教室、グラフィック機能が強いパソコンを備えたマルチメディア教室やライブ配信スタジオ、さらには、外国語習得に特化したCALL教室など学習成果の獲得のため、必要な整備やメンテナンスを日頃から行っている。2023年からは、GIGAスクールでの教室環境をシミュレーションしたGIGAスクール演習室も整備し運用が開始されている。	・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則	
基準III-D 財的資源	(1)	計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。	1	○財務関係比率に関する指標・目標の設定について財務比率は、日本私立学校振興・共済事業団が提供している「学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について」を活用している。その他、事業団の提供する「経営判断指標」及び「自己診断チェックリスト」も活用している。	・主要財務比率一覧表 ・R4年度経営判断指標判定表 ・R4年度自己診断チェックリスト	
		① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。	2	○資金収支計算書において令和3(2021)年度から3年間の翌年度繰越支払資金は、過去2年間よりは減少しているものの30億円超であり安定した資金状況を保っている。また、事業活動収支差額は、黒字ではあるが年々減少している。		
		② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。	1	○事業活動収支計算書において収入超過しているものの、年々減少しており、学生数の減少が収入減の大きな要因となっている。		
		③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。	1	○貸借対照表においては、有形固定資産の取得等により令和5(2023)年度は2億円余り増加して固定資産の状況は健全に推移している。また、流動資産の現金預金が、前年度より3億円余り減少しているが十分な額を保有しており資金ショートの恐れはない。		

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。	1	○令和5（2023）年度の事業活動収支では、法人全体としては経常収支差額及び当年度収支差額は収入超過となっているが、短期大学部単独では、支出超過が年々膨らんでいる。現状としては、併設している大学から補填されている状況である。	
		⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。	1		
		⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。	1	○退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基に繰入額を加減した金額を計上している。また、退職給与引当金相当額を特定資産に計上している。	
		⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。	1	○資産運用については、「学校法人四国大学資産運用規程」に基づき、元本保証を基本としてできる限り有利かつ安全確実な運用に努めている。	
		⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えてい る。	1	○教育研究経費については、令和5（2023）年度法人全体で37.2%、短期大学部でも41.9%となっており、教育の質保証に寄与できる十分な予算措置を行っている。	
		⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。	1	○教育研究用施設設備等については、令和4（2022）年3月作成した四国大学DX推進計画に基づき計画的に予算計上する他、学科、事務局等からの予算要求書に基づき、教育研究活動の質保証に配慮した予算配分を行っている。	
		⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。	1	○公認会計士による監査については、会計士の意見、指導に対してはその都度真摯に対応している。	
		⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。	1	○寄付金募集については、「四国大学教育研究振興寄付金」「四国大学スタートアップ・シェア寄付金」として募集し、適正に会計処理を行っている。また、学校債の発行は行っていない。	
		⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。	3	○令和6（2024）年度入学定員充足率78.5%、収容定員充足率74.8%と昨年度と比べて入学定員充足率19.7ポイント、収容定員充足率6.0ポイント上がった。これは、令和6（2024）年度から入学定員が変更されたことで充足率の改善がみられたものの、定員充足には達しておらず厳しい状況が続いている。	
		⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。	3	法人全体としての財務は維持できているが、短大の運営は収容定員も減少し支出超過しており、収容定員充足率に相応しい財務体制の見直し等が必要である。	
	(2)	財的資源を毎年度適切に管理している。	1	○例年予算編成については、「予算編成基本方針」決定後「予算大綱」を策定し、全教職員に対して周知徹底をしている。予算要求単位ごとに提出された予算要求書は、全件について査定作業を行い、中期計画に基づいた次年度事業計画と併せて理事会の審議承認を経て予算を成立となっている。	
		① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。	1		
		② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。	1	○決定した当該予算については、前年度末に予算配分決定通知書により周知、また事業計画についてもHPにおいて周知徹底している。	
		③ 年度予算を適正に執行している。	1	○予算執行においては、予算配分通知書と併せて執行上の留意事項についても周知している。	
		④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。	1	○日常的な出納業務については、学校法人会計基準に従い、「学校法人四国大学会計通則」等に準拠し、適正に執行している。また、必要に応じて会計士による理事長への監査報告や監事による理事会への監査報告も行われている。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。	1	○資産及び資金の管理運用については、「学校法人四国大学会計通則」、「予算執行規程」、「固定資産及び物品の管理規程」及び「学校法人四国大学資産運用規程」に準拠して運用しており、固定資産台帳の整備を含め適正な管理を行っている。 業務の見直しにより資産管理等については施設課で一元管理することとなり移管作業を進めている。	
		⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。	1	○月次資金収支計算書については毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。	
基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	(1)	短期大学の将来像が明確になっている。	1	○本学では、平成25(2013)年3月理事会において本学の将来像として「学校法人四国大学ビジョン」を決定し、将来実現したい大学像として4つのビジョンを掲げ、建学の精神の実現に努めている。さらに、令和4(2022)年5月に策定した、「大学改革ビジョン2023」においても、四国大学ビジョンの実現に向けて大学改革を推進する。	
	(2)	短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。	1	○「大学改革ビジョン2023」の重点分野「学園の持続的発展を目指して」に設定されている、重点事項「魅力ある教育組織等の編成」に掲げる行動計画において社会情勢等の変化を見据えるとともに、本学の強み・弱みなどの環境分析を行い、短大の学科・専攻の再編を検討する。	
	(3)	経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。	—		
		① 学生募集対策と学納金計画が明確である。	1	○学生募集及び学納金計画については、「大学改革ビジョン2023」において策定した行動計画に沿って取り組みを実施し、安定的な学生確保に努めている。	
		② 人事計画が適切である。	1	○改善が必要な業務の棚卸を実施、集中的に業務改善を実施することとしており、その結果として事務職員数の削減を目指している。	
		③ 施設設備の将来計画が明瞭である。	1	○本学は、令和7（2025）年に学園創立100周年を迎える。また、本学は四国三郎吉野川の河口に位置し、その南には眉山を望むなど、徳島県を象徴とする豊かで恵まれた立地環境にあり、このたび、用地取得により東側県道から直接アクセスが可能となっている。現在、より良い線形でのアクセス路となるよう関係者と交渉・協議を行っているところである。 施設計画としては、現在拠り所としている、令和2（2020）年から令和11（2029）年を計画期間とする「長期施設整備計画・長期施設メンテナンス計画」を改訂し、特に設備の長寿命化による管理を目指している。また、新アクセス路の整備に合わせ、大学の玄関口としてふさわしい顔となるよう、「キャンパスの再整備構想」を策定することとして準備を進めている。加えて、本学は、約3000人の学生や教職員のうち、3分の2の2000人が女性である。また、遠隔地からの学生に対応するため女子寮も設置しているが、一昨年度よりリノベーションにも取り組んでいるところである。さらに、昨年度実施した、女性職員や女子学生等による「女性視点の四国大学キャンパス検討委員会」で出された学内整備への意見を具体化すべく、より快適で豊かな学園生活の礎を築くよう取り組んでいるところである。 このこのような状況のもと、来年度に向けては学園創立100周年と併せてデジタル創生学部（仮称）の建設についても採択を受け計画が進行中であり、本学の一層の飛躍に寄与すべく施設の充実に取り組み、具体化させて参りたい。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料	
		④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。	1	○外部資金獲得に向けては、科学研究費補助金採択推進プロジェクトチームにおいて外部資金の獲得に向けて組織的に継続的な取り組みを推進するとともに、「外部資金獲得推進部会」における検討結果を基に、国、地方公共団体及び民間研究助成団体などの各種補助金の確保、科学研究費の採択増、共同研究及び受託研究・受託事業等の外部資金獲得に資する取組を推進している。		
		(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。	3	○令和6(2024)年度から定員が変更されたことにより令和6(2024)年度入学定員充足率及び収容定員充足率は、78.5%、74.8%と比率は上がったものの定員充足には達しておらず厳しい状況が続いている。 また、短期大学部単独では、経常収支差額及び当年度収支差額は支出超過となっている。特に、人件費比率が78.5%を占めるなど収支にバランスが取れていない。		
		(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができるようになっている。	1	○毎年実施している、「大学改革ビジョン」の大学改革フォーラムにおいて、学園の経営・財務状況について報告がされており、全教職員に向けて危機意識の徹底を図っている。		
<基準III 令和2年度の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画>					実施状況	
①事務職員の適正な定数管理 業務内容の見直し及び事務職員の能力開発等により、中四国平均に近づくよう計画的に事務職員数の削減を図る。 事務職員数の削減当たっては、各部局における適正な定員を定めて定員管理計画を策定して計画的に実施するものとし、定員設定に当たっては、各部署における業務の見直しや組織の統廃合についても検討して定めるものとする。					令和5(2023)年度から開始した「大学改革ビジョン2023」の重点分野「学園運営組織の機能強化と経営の安定化」に設定されている重点事項「ガバナンスの確立と経営の安定に資する取組」の行動計画の中で、業務棚卸の実施と業務改善及び組織改編の実施に取り組むこととなっている。この取組により、業務量の削減を行うとともに、経営戦略に基づいた新たな業務に対応できるよう、より効率的な事務執行体制を構築していく。また、2023年度予算編成基本方針に基づく、予算編成に係る重点事項と関連する取組において、2023年度も、人件費率50%未満を目標に引き続き「学校法人四国大学人事基本計画」及び「財政健全化に資する人件費削減計画」を踏まえた方策を適正に実施することとなっている。	
②教育環境の一層の充実、事務の効率化に向けた情報システムの改善 学内IT環境等の更なる充実を図るとともに、業務の効率化及び学内委員会組織等の再編や、ペーパーレス化及び各種情報コンテンツの共有・活用を促進するための新情報システムの構築を図る。					令和4(2022)年3月に策定された「四国大学DX推進計画」に基づき、情報戦略推進本部及び情報教育センターを中心に必要なハード・ソフト両面での整備を進めた。学生証を活用したプリンター管理システムの導入、BYOD活用環境の充実、LINEWORKSの運用開始、簡易データベース構築システムの導入による教員業績管理システムの構築・運用など、学生及び教職員の利便性を向上させるための教育・研究及び電子決裁システムの導入・moreNOTEの活用によるペーパーレス化など、業務改革・経営改善に資するDX化の取組を推進した。「大学改革ビジョン2023」の計画の中でも、DX推進計画に基づく教育DXの推進及び業務のDX化を推進する。	
③大学改革の継続による学納金収入の増加 安定的な学生確保に向けて、地域のニーズを踏まえたコース再編や教育内容・方法の改善等、各学科・専攻の取組を充実させ、学納金収入の増加に努める。					令和5(2023)年度から開始した「大学改革ビジョン2023」の重点分野「社会変化と未来を見据えた人材育成」に設定されている重点事項「魅力ある教育組織等の編成」の行動計画の中で、社会情勢や地域における人材ニーズの変化を見据えた魅力ある教育研究分野を創設するなど、コース再編等に向けた検討・実施を行う。また、同改革ビジョンの取組として、教育・研究の機能強化と質保証の実現に向けた、教育改革や教育プログラムの開発について検討を開始している。	

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
基準IV-A 理事長のリーダーシップ	基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	1	○理事長のリーダーシップのもと、今まで「大学改革ビジョン2011」及び「大学改革ビジョン2017」による2期にわたる大学改革に取り組み、令和5（2023）年度から「大学改革ビジョン2023」をスタートさせた。大学改革の推進に当たり、理事長は全学的な推進組織である「大学改革推進本部」の本部長として、すべての行動計画の進行管理と取組内容の検証・改善、必要に応じた計画の見直し等、PDCAの確立に向けた指揮をとっている。また、理事長は経営のみならず教学面にも強く関わっており、常に学長との意思疎通を図るとともに教学に関する学内会議に積極的に参加するなど、教育・研究活動の充実に積極的に取り組んでいる。	・事業報告書 ・学校法人四国大学寄附行為 ・学校法人四国大学寄附行為実施規程 ・理事長履歴書 ・学校法人実態調査票 ・理事会議事録
		① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。	1	○理事長は昭和51（1976）年4月に四国女子短期大学講師に就任、平成4年に四国大学短期大学部教授となり学生と接する一方、企画業務を中心に法人事務はもとより教学全般に携わってきた。これまで、学部の新設を伴う男女共学化という大改革をはじめとして学部学科の再編等、学園の改革に主導的に取り組んできた。平成6（1994）年4月に副理事長に任命され、平成14年4月に、本学園の創設者であり、初代理事長である祖母、佐藤カツ、第2代理事長である母、佐藤久子を継いで第3代理事長に選任され、今日に至っている。その経歷に見られるとおり、理事長は本学園の建学の精神・理念、教育目的・目標に精通するとともに、それらを継承して法人の発展に寄与している。	
		② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	1	○理事長は、私立学校法第37条第1項及び本法人寄附行為に定めるとおり、本法人を代表し、その業務を総理している。	
		③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。	1	○理事長は、毎年度5月に、監事の監査を受け、理事会の決議を経た前年度の事業実績及び決算を事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録により法人評議員会に報告し、意見を求めている。また、定期的及び必要に応じて理事会を開催し、議長を務めている。	
		(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。	1	○理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。	
	① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。	① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。	1	○理事会には毎回、理事のほぼ全員が出席し、学校法人の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督している。定例会として、事業計画（報告）、予算（決算）、人事、組織改革等の事項について、また、審議案件により臨時会として学園運営に関する事項等に関する意思決定機関としての機能を果たしている。	
		② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。	1	○理事会は、寄附行為第17条第3項に規定に基づき、理事長が招集し議長を務めている。	
		③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。	1	○認証評価に関する報告は理事会において行われており、理事会は認証評価に対する役割を果たし、責任を持っている。	
		④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。	1	○理事会は、内部、外部理事及び監事から学園運営に関する情報の報告を受け、必要な情報の収集に努めている。	
		⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。	1	○理事会は、私立学校法の定める短期大学運営について法的な責任があることを認識しており、法人及び短期大学部の運営に責任を持って参画している。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料	
		⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。	1	○寄附行為実施規程第2条第1項第16号に規定に基づき、学園の運営に必要な規程の整備を行っている。		
	(3)	理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。	1	○理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。		
		① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。	1	○理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している		
		② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。	1	○理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。		
		③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。	1	○寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。		
基準IV-B 学長のリーダーシップ	基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	(1)	学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。	1	○学長は、本学及び併設大学の教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。	
			① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。	1	○学長は、人格が高潔で、教育研究、組織運営等について豊富な経験と深い学識を有している。	
			② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	1	○学長は、就任以来、本学の建学の精神とこれまでの軌跡を踏まえ、教育の向上・充実に向けて努力している。	
			③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。	1	○学長は、学生に対する懲戒の手続きは、学則に定められており、学長は、懲戒に該当する者に対しては当該規定を適用し、適性に対応している。	
			④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。	1	○学長は、全学を統督し自らの理念、方針を教職員に示している。また、評議会の前には部長会議を通じて各学部及び事務局各部と意思疎通を図っている。また、大学運営上必要な各学部共通の事項を審議する各種委員会においては教学を総覧する立場で委員長を務めている。	
			⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。	1	○学長は、四国大学学長候補者選考規則に定める手続きにより選考されている。	・四国大学学長候補者選考規則
		(2)	学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。	1	○教授会は、四国大学短期大学部学則第6条の規定に基づき、審議機関として置かれている。また、教授会の組織、所掌事項等については「四国大学学部等教授会通則」により、その議事及び運営の方法については「四国大学短期大学部教授会細則」により規定されており、教授会は、これらの規定に基づき適切に運営されている。	
			① 教授会を審議機関として適切に運営している。	1	○教授会は、四国大学短期大学部学則第6条の規定に基づき、審議機関として置かれ、適切に運営されている。	
			② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。	1	○教授会が意見を述べる事項は、「四国大学学部等教授会通則」第3条に定められており、教授会に周知されている。	
			③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。	1	○学長は四国大学短期大学部学則の規定に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。	
			④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。	1	○併設大学と合同で教授会が開催されることではなく、規定も整備されていない。	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）		自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
		⑤ 教授会の議事録を整備している。		1	○本学の教授会は、原則として月1回、学則及び関係規定に基づいて開催されており、その議事要旨はすべて記録、整備されている。	
		⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。		1	○学習成果については、卒業の資格判定を議事としている他、学生の授業評価や授業等の満足度調査、学生生活の充実度調査などのフィードバックにより、結果を共有している。また、三つの方針については、カリキュラム改定、学科専攻のパンフレット作成、ポートフォリオ作成などの機会を捉え、定期的に確認している。	
		⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。		1	○本学と併設大学各学部とに共通する事項について審議、処理するために各種の委員会を設けている。各委員会はそれぞれ規則に基づき設置されており、各学部・学科等から選出された教授、事務局の関係部長等の教職員により構成されており、多数の委員会において学長が委員長を務めている。	
基準IV-C ガバナンス	基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。	(1)	監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。	1	○監事は、寄附行為第2条第1項第2号において定数を2人以上3人以内と規定しており、現員は2人である。また同第14条及び監事監査規程第6条に規定される職務内容に基づき、本法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。	・学校法人四国大学寄附行為 ・学校法人四国大学監事監査規程 ・評議員会議事録 ・ウェブサイト（情報の公表）
		(2)	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。	1	○監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、それぞれの会議における審議、報告を通じて、あるいは学園からの定期的な報告を受けて、本法人の業務遂行状況を把握し、業務又は財産の状況について意見を述べている。	
		(3)	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。	1	○監事は、毎会計年度監査報告書を作成し、毎年5月に開催される理事会及び評議員会に提出している。また、四国大学ホームページにおいて財務状況とともに一般に公表されている	
	基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。	(1)	評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。	1	○本法人の評議員会の定数は、寄附行為第20条第2項において14人以上18人以内と定められており、現在は16人で構成され、理事の定数6人以上8人以内(現員7人)の2倍を超える数の評議員をもって組織している。	
		(2)	評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。	1	○評議員会は私立学校法第42条及び寄附行為第22条の規定に基づき、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問機関として適切に運営されている。	
	基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しております、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	(1)	学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。	1	○学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ホームページにおいて教育情報を公表している。	
		(2)	私立学校法に定められた情報を公表・公開している	1	○私立学校法に定められた情報を本学ホームページにおいて公表・公開している	

テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価	現状説明、課題及び改善方策	根拠資料
<基準IV 令和2年度の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画>				実施状況	
①現ビジョン終了後には、理事長のリーダーシップのもと中期計画を策定するとともに、「私立大学版ガバナンスコード」策定の検討、法人の経営方針・状況の見える化を進め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対する情報公開を推進する。				<p>令和3年10月29日の理事会において、日本私立大学協会が定めた「私立大学ガバナンス・コード」に準拠した「学校法人四国大学ガバナンス・コード」を策定し、本学ホームページにおいて公表し、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対する情報公開を推進している。また、同ガバナンス・コードに基づく実施状況を毎年度点検し、その結果を公表している。</p> <p>また、本法人理事会では、令和4（2022）年5月に、これまでの2期にわたる改革の成果と経験を基盤とし、諸課題を踏まえたうえで、これまでの計画をより充実・深化・発展させた第3期中期計画となる「大学改革ビジョン2023」を策定した。「大学改革ビジョン2023」は、「大学改革ビジョン2011」及び「大学改革ビジョン2017」に引き続き、本法人として第3期となる中期計画であり、本学が将来に向かって発展していくために、本学ならではの魅力や特色を最大限に發揮し、ステークホルダーを中心に広く社会や地域から信頼と評価を得ることによって学生確保を図り、安定した大学経営を実現するための取組をまとめたものである。当該ビジョンでは、前計画である「大学改革ビジョン2017」を踏まえ、今後新たに対応すべき課題を含め、5分野30項目からなる行動計画を策定した。これらの行動計画は、さらに細分化された具体的な年次計画により、その実効性を高め、着実に成果へと結びつけていく。</p>	・大学改革ビジョン2023
②学長本人のみならず近年、本来の授業に加え、学生指導面等での業務が増加している教員の負担軽減を図るためにも、引き続き委員会の運営方法の改善を含め、組織のスリム化・効率化に向けた取組を強化していく。				<p>令和5（2023）年度から開始した「大学改革ビジョン2023」の重点分野「学園運営組織の機能強化と経営の安定化」に設定されている重点事項「ガバナンスの確立と経営の安定に資する取組」の行動計画の中で、業務棚卸の実施と業務改善及び組織改編の実施に取り組むこととなっている。この取組により、業務量の削減を行うとともに、経営戦略に基づいた新たな業務に対応できるよう、より効率的な事務執行体制を構築する中で、委員会の構成、各委員会の所掌と委員について、全学的かつ抜本的な見直しを図ることとなっている。</p>	・大学改革ビジョン2023
③監事活動に当たっては、監査組織間の連携強化の観点から、内部監査室の監査結果の活用及び会計監査人との意見交換など監事活動の一層の充実を図る。				監事業務を支援するための体制整備を行い、毎年実施している業務監査において、監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について意見交換し、監事監査の機能の充実を図っている。	

2. 各科専攻

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

【基準 I 建学の精神と教育の効果】			ビジネス・コミュニケーション科	人間健康科 食物栄養専攻	人間健康科 介護福祉専攻	幼児教育保育科	音楽科
テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価				
基準 I-B 教育の効果	基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。	(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	1	1	1	1	1
		(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。	1	1	1	1	1
	基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。	1	1	1	1	1
		(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	1	1	1	1	1
		(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	1	1	1	1	1
		(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	1	1	1	1	1
		(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	1	1	1	1	1
		(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	1	1	1	1	1
	基準 I-C-2 内部質保証	(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。	1	1	1	1	1
		(2) 査定の手法を定期的に点検している。	1	1	1	1	1
		(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	1	1	1	1	1
		(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	1	1	1	1	1

【基準II 教育課程と学生支援】

			ビジネス・コミュニケーション科	人間健康科 食物栄養専攻	人間健康科 介護福祉専攻	幼児教育保育科	音楽科
テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価				
基準II-A 教育課程	基準II-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。	1	1	1	1	1
		①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	1	1	1	1	1
		(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	1	1	1	1	1
		(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	1	1	1	1	1
	基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	1	1	1	1	1
		(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	1	1	1	1	1
		① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。	1	1	1	1	1
		② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。	1	1	1	1	1
		③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。	1	1	1	1	1
		④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。	1	1	1	1	1
		⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。	1	1	1	1	1
	(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。	1	1	1	1	1	1

【基準II 教育課程と学生支援】

			ビジネス・コミュニケーション科	人間健康科 食物栄養専攻	人間健康科 介護福祉専攻	幼児教育保育科	音楽科
テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価				
基準II-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのつとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	1	1	1	1	1	1
		(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	1	1	1	1	1
	(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。	1	1	1	1	1	1
		(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	1	1	1	1	1
	(1) 学習成果に具体性がある。	1	1	1	1	1	1
		(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。	1	1	1	1	1
		(3) 学習成果は測定可能である。	1	1	1	1	1
基準II-A 教育課程	基準II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的数据を用いて測定する仕組みをもっている。	(1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。	1	1	1	1	1
		(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	1	1	1	1	1
		(3) 学習成果を量的・質的数据に基づき評価し、公表している。	1	1	1	1	1
	基準II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。	1	1	1	1	1
		(2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。	1	1	1	1	1

【基準II 教育課程と学生支援】

			ビジネス・コミュニケーション科	人間健康科 食物栄養専攻	人間健康科 介護福祉専攻	幼児教育保育科	音楽科
テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価				
基準II-B 学生支援	基準II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。	1	1	1	1	1
		① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。	1	1	1	1	1
		② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。	1	1	1	1	1
		③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。	1	1	1	1	1
		④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。	1	1	1	1	1
		⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。	1	1	1	1	1
		⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。	1	1	1	1	1
基準II-B 学生支援	基準II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	1	1	1	1	1
		(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	1	1	1	1	1
		(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	1	1	1	1	1
		(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	1	1	1	1	1
		(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	1	1	1	1	1

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

【基準II 教育課程と学生支援】

【基準II 教育課程と学生支援】			ビジネス・コミュニケーション科	人間健康科 食物栄養専攻	人間健康科 介護福祉専攻	幼児教育保育科	音楽科
テーマ	区分	点検・評価項目（自己点検・評価の観点）	自己評価				
基準II-B-4 進路支援を行っている。		(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	1	1	1	1	1
		(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。	1	1	1	1	1
		(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	1	1	1	1	1